

【原著論文】

ルールと法の交錯
—ラグビーにおけるジューディシャル・サイティングシステム—

宮 島 繁 成
(弁護士)

1 はじめに⁽¹⁾

「塁に走者がいるときは、次の場合ボークとなる。」「本条各条項によってボークが宣告されたときは、ボールデッドとなり、各走者は、アウトにされるおそれなく、一個の塁が与えられる。」(野球規則8.05)、「競技者が誤所でストロークを行った場合、競技者は該当する規則に基づいて2打の罰を受ける。」(ゴルフ規則20-7)。

スポーツのルールは、あたかも法律の条文のような文章が並び、違反すると罰が与えられるようになっている。また、審判員の中立的な判断者としての職責は裁判官のようであり、ルールは一見法に似ているといえる。

しかし、「法」を法律や政令、規則、条例など市民を拘束する規範の意味でとらえるなら、もちろんルールは「法」ではない。運動会でも草野球でも、勝敗をかけてスポーツを行う以上、必ず事前の取り決めが存在する。将棋で飛車は前後左右に動く、歩は一マスしか前進できないと決まっているのと同じように、スポーツのルールもゲームの「遊び方」を定めたものにほかならない。その決まり事の中で互いに創意工夫しながら相手を負かさそうとするものである。

しかしながら、特定のルール違反が、「遊び方」の枠を越えて、試合場を出てからもプレイヤーの活動を制約したり、プレイヤーの市民的権利に影響を及ぼすケースが少なからず存在する。本稿は、まず最初に、いかな

る根拠に基づきこのような事態が発生するのか、その場合の制度設計及び運用の指針について考察し、その後、事例として財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）のジュディシヤル・サイティンクシステムを紹介し、その課題と展望に言及したい⁽²⁾。

2 ルール違反の効果と制裁の根拠

(1) ルールが「遊び方」だとすれば、ルール違反があっても、その試合の中で反映されるのが本来である。反則しない側に点数を与えたり有利なプレーを選択させる扱いになる。たとえば、バレーボールでネット上部の白帯に触れたときは反則となり相手チームに1点が入り、サッカーでオフサイドの反則を犯したときは相手チームに間接フリーキックが与えられる⁽³⁾。

しかし、ある種のルール違反は、試合が終わった後も、そのプレーヤー自身の競技団体内の地位に影響を及ぼしたり、市民的権利を制約するケースがあり、その機会はますます増加しているように思われる。

典型的なのはサッカーやラグビーのレッドカードである。

試合中に著しく不正なプレー（危険なプレー、侮辱的な発言や身振り、審判員に対する暴言など）があったときは反則になり^{(4) (5)}、サッカーの場合は相手チームに原則として直接フリーキック、ラグビーの場合はペナルティキックが与えられるが、さらに、そのプレーヤーに対してレッドカードが宣言され、試合から退場するよう言い渡される⁽⁶⁾。

のみならずプレーヤーへの制裁は試合が終わった後も続く。後日、競技団体から一定期間の試合出場停止や罰金の支払を命じられることがある。

(2) 競技団体はプレーヤーになぜこのような制裁を課すことができるのか。

競技団体の多くは定款に競技規則の制定権限の定めを置いている。たとえば、国際ラグビー評議会（International Rugby Board=IRB）定款3（b）は「ボードの機能及び目的」として「定款、規定、及び、競技規則の作成、

解釈」を定めている。公益財団法人日本バレーボール協会定款第4条（10）は「この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。」として「バレーボール競技規則に関すること」を挙げている⁽⁷⁾。

このため、プレーヤーは、競技団体の構成員の義務として、試合中は競技団体が制定したルールに拘束されることになる⁽⁸⁾。登録や移籍等の諸手続に関して競技団体の規約に拘束されるのと同じ意味となる。

もっとも、この点はスポーツの実態やプレーヤーの意識からすると違和感も覚える。たとえば、グラウンドでボールを蹴る子どもたちは、ルールという決めごとに従って試合をしているという意識はあっても、団体構成員としての義務を課せられた中でゴールを狙っているという実感はない。

しかしながら、スポーツが少なくとも競技団体公認の公式試合として行われる場合は、競技団体の構成員としての団体系上の規制に服するという側面は無視できず、その意味でルールは「遊び方」の要素を本質としつつも、一定の強制力が及ぶ二重の構造になっているものと考えられる。したがってルールには「法」としての側面があるということができる。

(3) この結果、プレーヤー本人が意識するとしなにかかわらず、一定の反則行為に対しては、競技団体は試合を離れた個人を名宛人とする不利益処分を課しうることになる。

その場合に、制度設計上もしくは運用上考慮されるべき原理は、刑事司法の法原理と同じく適正手続の保障と不正行為の追及にあると考えられる。

1) 適正手続の保障

競技団体の制裁には一定期間の試合出場停止処分の例が多い。試合に出られないということは、罰金に劣らずあるいはそれ以上にプレーヤーにとって重大な不利益となる。とくにプロにとっては死活問題である。また、プレーヤーだけでなく、チームにとっても大きな痛手である。

このため、試合中のプレーを原因とするものであっても、証拠に基づいて適正に審査する必要があるし、不利益な処分を課す以上、告知と聴聞の

機会が保障されなければならない。

2) 不正行為の追及

試合中の反則行為は、本来は審判員が試合の中で判断して試合の中で処理を完了すべきである。しかし現実には試合中のあらゆるプレーをチェックすることは不可能である。

このため、たとえ審判員が見落とし、あるいは許した場合であっても処分が必要な場合があるのではないかという観点である。

ラグビーを例にとると、主審一人、副審二人の体制で判断するが、レフリーの視界はボール中心になるため、どんなに訓練を積んだ専門家であっても、モールやラックの裏側やレフリーの背後で行われるプレーは死角になる。気づかれなければ反則にはならないというのはどのスポーツも同じであり、やむをえないともいえるが、これが放置されると、見つからなければいいとか反則した方が得といった風潮を招くのではないかという懸念がある。試合中の不正な行為は、本来はスポーツに内在する倫理（スポーツマンシップ等）によって抑制されるべきだが、倫理の強調だけで不正がなくなるのは一般社会と同じである。

このため、一定の反則行為については、檢察的な第三者的立場からのチェックが必要ではないかという方向性が考えられる。

次項で説明するラグビーのジュディシヤル・サイティングシステムは、以上の両方の法的見地から設置され運用されているものと考えられる。

3 ラグビーのジュディシヤル・サイティングシステム

(1) ジュディシヤル・サイティングシステムの導入

日本協会は、2010年度のジャパンラグビートップリーグ（以下「トップリーグ」という）からジュディシヤル・サイティングシステムを導入している。

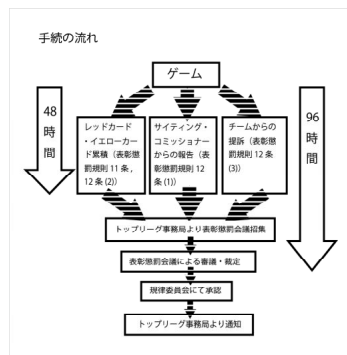
背景にはラグビーというスポーツの特徴と競技人口をめぐる思惑がある。

ラグビーは激しい身体の接触があるため重大事故の危険が少なくなく、事故の撲滅は関係者の悲願でもある。また、危険なスポーツというイメージを払拭して競技人口を増やしたいという目的もある⁽⁹⁾。

IRBは1996年から採用しているが、2009年にIRBジュディシャル・パネル議長のティム・グレッソンはジュディシャル・サイティングシステムを早期に導入するよう日本に強く働きかけた。2019年にはアジアで初めてのワールドカップが開催される予定であり、アジアの中でラグビー普及のためのリーダーシップをとることが期待されている⁽¹⁰⁾。

(2) ジュディシャル・サイティングシステムの手続と構造

1) 手続の概略は下図のとおりである。



2) サイティング・コミッショナーと呼ばれる元レフリーもしくはレフリー有資格者が試合場もしくはビデオ映像によってチェックを行う。

対象となるのは、不正なプレーのうち、危険なプレーや不行跡とされる競技規則10.4所定の反則行為である⁽⁵⁾。ただし、すでに試合中にレフリーがレッドカードの判定を下しているときは、自動的に表彰懲罰会議の対象となるため⁽¹¹⁾、この制度の特徴は、レッドカードの判定が漏れているものを拾い上げ、これを表彰懲罰会議の対象にすることにある⁽¹²⁾。この行

為をサイティングといい、日本語の意味は「召喚」である。IRB 競技に関する規定によると、レフリーやタッチジャッジが判断しているプレー（すでに退場処分となったプレーを除く）もしていないプレーもすべてサイティングすることができる⁽¹³⁾。

サイティングは報告書作成の方法で行う。用紙には、選手名やチーム名などの基本情報のほか、対象となる反則行為と競技規則の条項、発生時刻、その時点のスコア、事実の詳細などを記すこととされている。

3) サイティング報告があった場合、速やかに表彰懲罰会議が開催される。ジュディシヤル・オフィサーを含む三名以上によって構成される合議体の組織である⁽¹⁴⁾。

ジュディシヤル・オフィサーは日本協会のジュディシヤルパネルから指名される。現在は弁護士がジュディシヤルパネルを構成している。IRB 競技に関する規定 17.1.1 (C) (v) によると「少なくとも7年間、法律実務家として高い地位に就いていた者または現役もしくは退役裁判官であるものとし、ラグビーの規律に関する手続きの経験を有する者が望ましい」とされている。

4) 以上のように、サイティング・コミッショナーは訴追者としての立場から反則行為を申告し、ジュディシヤル・オフィサーを中心とする表彰懲罰会議は裁判所的立場で処分を決定する。このように司法類似の手続によって不正行為に取り組んでいるのが特徴である⁽¹⁵⁾。

ヒアリングや審理の場にはサイティング・コミッショナーは立ち会わないので、当事者主義構造は採用されていない。これはジュディシヤル・オフィサーが、サイティング・コミッショナーとプレーヤー双方の役割を意識しながら迅速に審理することが強く要請されているためと思われる。実際にも事実認定より反則の程度や加重・加減事由の審理が大部分を占めている。

(3) 他の競技との比較

このようにジュディシャル・サイティングシステムは、適正手続の要請と不正行為の追及という二つの側面を持っている。もっとも、適正手続のための制度は、手法はさまざまながら、他の競技でも実現されている。

たとえば、サッカーの場合、試合中の違反行為の判断は所管団体の規律・フェアプレー委員会が行い（日本サッカー協会基本規程206条）、プレーヤーには告知と聴聞の機会が与えられ（同210条）、目撃者の供述や画像情報等の証拠に基づく事実認定がなされる（同213条）。弁護士などの代理人が立ち会うことも想定されている（同211条）。

学生野球は、「独立、公正、中立な組織」である審査室が処分の審査を行い、「処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される」（日本学生野球憲章31条）。これらの手続は「審査室の設置・運営に関する規則」「処分に関する規則」「不服申立に関する規則」などで詳しく定められている。

したがって、ジュディシャル・サイティングシステムが目新しいのは、適正手続よりも不正行為の追及の方にある。第三者的専門機関が試合中のプレーを監視し、申告によって処分を発動させるという構造はあまり見かけない制度と思われる。

(4) 表彰懲罰会議における審理及び裁定

1) 以上を踏まえ、表彰懲罰会議における審理や裁定の方法について具体的に説明する。

2) 告知と聴聞の原則

表彰懲罰会議ではジュディシャル・オフィサーが中心となってヒアリングを行う。

プレーヤーには事前にサイティング報告書が渡され⁽¹⁶⁾、自己の主張を説明し提出する合理的な機会が与えられる⁽¹⁷⁾。

3) 代理人の立会

プレーヤーは弁護士等の代理人を同席させることができる⁽¹⁸⁾。ワールドカップや国際試合では、各国のラグビー協会が専門の弁護士を同行させる例も少なくない。

4) 事実の認定

判断の対象となる事実は、サイティング報告書が明示する特定の反則行為である⁽¹⁹⁾。これが競技規則10.4の不正な行為としてレッドカードに相当するかどうか審理される（「レッドカード・テスト」）。

最初にプレーヤーは該当の行為を行ったかどうか確認され⁽²⁰⁾、制裁についてのヒアリングはこの後で行われる。手続上、事実認定と量刑判断を区別するよう意識されている。

ビデオ映像や医師の意見書、相手プレーヤーやレフリーの証言なども参考にすることができる。ただし、ビデオを見るときは音声や解説が聞こえないようにしなければならない⁽²¹⁾。また、レフリーは事実のみ証言し、意見を述べることはできない。

立証基準として、事実認定の際は蓋然性を総合的に判断しなければならず⁽²²⁾⁽²³⁾、直接証拠の原則も採用されている⁽²⁴⁾。

5) 制裁の決定

制裁内容はあらかじめ反則行為ごとに定められており⁽²⁵⁾、反則の程度によってさらにLower End（軽度）、Mid Range（中度）、Top End（重度）の3つに分類されている（別表「付属文書1 競技場内での違反行為に対してIRBが推奨する制裁」参照）。たとえば、肘打ちの反則（競技規則10.4(a)）は、Lower Endは2週間、Mid Rangeは5週間、Top Endは9週間以上と定められている。ただし上限の52週を越えて制裁を課すことはできない。3つのランクのどれに該当するかは、故意の程度や反則行為の重大性、負傷の度合等の要素が考慮される⁽²⁶⁾。刑事裁判における犯情に当たるものである。

その後に加重・軽減事由を検討する。加重要因は反省・悔恨の気持ちがないことや過去の不正なプレーの記録、再発抑止の必要性等であり⁽²⁷⁾、

軽減要因は過失や罪を認める気持ち、過去の違反歴や人間性、プレーヤーの年齢や経験等である⁽²⁸⁾。これらは刑事裁判における一般情状に当たる部分である。

6) 裁定と通知

裁定は試合終了後96時間以内を目途に行われるが、実際には遅くとも翌々日までには出されている。裁定結果は日本協会の規律委員会に報告され、同委員会の承諾によって最終決定となる⁽²⁹⁾。

その後、チームに通知され、メディアにリリースされる。トップリーグが運営するサイトにも公表される。

裁定に不服がある場合は、通知を受けてから48時間以内にアピール（上訴）することができる⁽³⁰⁾。アピール・コミッティーは、日本協会規律委員会代表者、試合開催地域の協会委員長等の三名から構成される。

(5) これまでの裁定例

2010年度は14件の表彰懲罰会議が開催され（相手チーム申告1件含む）、うち11件について処分の裁定があった。2011年度は5件の表彰懲罰会議が開催され、うち2件について処分の裁定があった。次の年に激減しているのは制度の趣旨がチームに広く浸透したためと見られ、制度導入の効果があったと評価できる。

両年度の傾向をまとめると以下のとおりである。

対象となったプレーヤーは外国人が多く、計13件のうち7件に上る。

対象となった反則行為は、タックル及びチャージに関わるもの（競技規則10.4 (e) (g) (i) (j)）が8件、殴打、肘打ち（競技規則10.4 (a)）が4件、踏みつけ（スタンピング）（競技規則10.4 (b)）が1件となっている⁽⁵⁾。

計19件のうち処分の裁定に至ったのは13件であるから「無罪」は6件ということになる。これらはタックルやチャージに関するものが多い。殴打や肘打ちは外形から認定しやすいが、タックルやチャージは、競技の性質上、試合の流れの中で自然に発生し、相手プレーヤーの身体の動きにも

左右されるため判断が分かれやすい。勇敢なプレーと危険なプレーが紙一重といったケースもある。実際にコンタクトの部位やバインディングの有無から不正なチャージに当たるかどうか微妙な案件も見受けられた。

これまで最も重い処分は4試合の出場停止処分である。同種の反則行為（殴打）が連続して行われたものである。それ以外は1試合ないし2試合の出場停止が多い。

これまでのところプレーヤーからのアピール（上訴）はない。

(6) 課題と展望

1) レフリーの判定との関係については次のように考えられる。

試合中の反則行為に対して、レフリーがイエローカード相当と判断し、プレイヤーは一時的退出処分（シンビン）を受けたが、試合に戻った後でトライを挙げ、勝利に貢献したとする。ところが、後日になってこの反則行為がレッドカード相当と判断された場合、トライや試合の効力はどうかという問題が一応生じうる。法律の世界では、前提行為が無効ならばこれを原因として発生した効果も無効となるからである。

しかし、表彰懲罰会議の裁定がレフリーの判定を覆すことはない。「レフリーは、試合中においては唯一の事実の判定者であり、競技規則の判定者」であって（競技規則6.A.4(a)、6.A.5）、「試合におけるレフリーの判断は、規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーの判定による影響を受けない」からである（IRB競技に関する規定17.11.1）。

そもそもジュディシヤル・サイティングシステムはレフリーの判定を対象としていない。当該反則行為をレッドカードと判断するのではなく、レッドカード相当の行為と判断するものであるから、レフリーの判定と別のものであるのは当然である。

それゆえ表彰懲罰会議の裁定は後述のスポーツ仲裁の対象になりうると考えられる。

2) 危険なプレーとされる行為も時期により変化している。

たとえば、競技規則10.4(j)のタックルは、かつては「ナイスタックル」と賞賛された時期もあったが、現在はスピアタックルとして強く禁じられている⁽⁶⁾。2011年ワールドカップ準決勝でウェールズのウォーバートン選手が開始早々のスピアタックルでレッドカードになったのは記憶に新しい。観戦者としては少し残念な気もするし、TV解説者もウォーバートン選手にやや同情的であったが、レフリーの判定としてはおおむね支持されている。この件は、裁定の結果、3週間の試合出場停止処分となっている。

現在対策が急がれているのは目つぶしである。非常に危険な行為であるため、制裁上限も152週と他の不正行為に比べてかなり厳しく（別表「付属文書1 競技場内での違反行為に対してIRBが推奨する制裁」「目または目周へのコンタクト」）、2009年にはIRBから厳しい対処を求める通達も出されている。しかし、指先がわずかに動くだけなので発見が極めて難しい。2011年ワールドカップ決勝で、ニュージーランドのマコウ選手がラック内で被害に遭ったという映像がYou Tubeに公開され議論を呼んだ（サイティングは行われていない）。

3) 現在のところ、ジュディシヤル・サイティングシステムは日本協会の特別委員会内の規律委員会の活動として行われている。しかし、表彰懲罰会議の守備範囲は、試合中の行為だけではなく、日本協会に対する行動や態度、名誉侵害等にも及び⁽¹¹⁾、協会自身が当事者となるケースも予想される。

このため、独立性を確保するため、協会内に設置する場合も、委員会の下ではなく付属機関として設置されることが望ましい。

4) ジュディシヤル・サイティングシステムは、トップリーグのほか、国際試合と日本選手権のみの実施となっており、現時点で対象を拡大する目途はたっていない。

コストの問題もさることながら、人の確保も障害になっている。サイティング・コミッショナーは、試合を一部始終監視する負担があり、ジュディシヤル・オフィサーはほぼその日のうちに裁定文を起案する負担があり、

しかもラグビーの経験が求められる。ちなみに7人制ラグビーのトーナメントは一日に何試合も開催され、次の試合までの僅かな時間で処理を終える必要があり、関係者の負担はいっそう大きくなる。

とはいえ、ジュディシヤル・サイティングシステムの制度趣旨からすれば、今後は少なくとも大学選手権や関東対抗戦やリーグ戦、関西Aリーグ戦等の有料試合は実施する方向が望ましい。

5) 前述のとおり、表彰懲罰会議の裁定に不服がある場合は上訴することができる。それでも覆らなかったときは日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断を求めることが考えられる。

同仲裁規則によると「この規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される」（2条1項）とされているため、表彰懲罰会議の下した処分がスポーツ仲裁の対象になることはまちがいない。

仲裁受諾については（同条2項）、最近は競技団体の規約中に仲裁受諾条項を置いているものも少なくなく、日本ラグビーフットボール協会規約206条1項も「前条の理事会の決定に対し、不服な者で日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に定義する『競技者等』に該当する者は、スポーツ仲裁規則による仲裁によってのみ解決するものとする」と定めている。しかし、これが仲裁申立てに必ず合意するという意味なのか、また、表彰懲罰会議の決定は「前条の理事会の決定」（203条、204条）に当たるのか、アピール・コミッティーの決定はどうか。そのほか、206条2項には「IRB Regulationが適用される事業には適用しない」という規定もあるなど解釈が難しい。

4 今後に向けて

これまで述べたように、本来は「遊び方」を定めたルールが、違反する

と試合出場停止や罰金等プレーヤーの法的権利に影響が及ぼすことがある。その判定を第三者的機関が関与することは可能であるし、プロ化が進み選手の権利意識も高まる中、そのような機関が法的枠組みの中で判断することがむしろ要請されているといえる。

今後はスポーツ法学においても、ルールとルールの外側にある法との関連を踏まえた検討がさらに進められるべきと考える次第である。

【注】

- (1) ルール (Rule) という言葉は、「まっすぐ、物差しに使う棒」のラテン語が「原理、規則」を表す古フランス語の「reule」となり、これが英語として使われるようになったと言われている。また、ルールをローズ(Laws)と呼ぶスポーツもある(サッカー競技規則「Laws of Association Football」)(中村敏雄『スポーツルール学への序章』大修館書店、初版、1995年、54頁)。
- (2) スポーツのルールに関する研究としては中村敏雄の功績が大きい(『メンバーチェンジの思想』平凡社、1989年、『スポーツルールの社会学』朝日新聞社、1991年、『オフサイドはなぜ反則か』三省堂、1985年など)。ルールが生まれた社会的背景やルール改正の趣旨など詳細に述べつつ、ルール研究の必要性を説いている。また、ルールの機能や構造について法的視点から分析したものとして守能信次『スポーツルールの論理』大修館書店、2007年、小谷寛二「スポーツルールの構造特性」日本スポーツ法学会年報、4号、91頁がある。
- (3) バレーボール6人制競技規則第12条第4項1、第6条第1項1、サッカー競技規則10条。
- (4) サッカー競技規則12条(抜粋)

競技者が次の7項目の反則を不用意に、無謀にまたは過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

相手競技者をける、またはけろうとする。相手競技者をつまづかせる、またはつまづかせようとする。相手競技者に飛びかかる。相手競技者をチャージする。相手競技者を打つ、または打とうとする。相手競技者を押す。相手競技者にタックルする。

次の3項目の反則を犯した場合も、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

相手競技者を抑える。相手競技者につばを吐く。ボールを意図的に手または腕で扱う(ゴールキーパーが自分のペナルティエリア内にあるボールを扱う場合を除く)。

- (5) ラグビー競技規則10条(抜粋)

10.4 危険なプレー、不行跡

- (a) 殴打：いずれのプレーヤーも、相手側プレーヤーを拳や腕、肘・肩・頭・膝を使って殴打してはならない。
- (b) 踏みつけること：いずれのプレーヤーも相手側プレーヤーを踏みつけてはならない。
- (c) 蹴ること：いずれのプレーヤーも相手側プレーヤーを蹴ってはならない。
- (d) 足でつまづかせること：いずれのプレーヤーも、相手側プレーヤーを足でつまづかせてはならない。
- (e) 危険なタックル：いずれのプレーヤーも、相手側プレーヤーに早すぎるタックル、遅すぎ

るタックル、または危険なタックルをしてはならない。

- (f) ボールを持っていない相手側プレーヤーにプレーすること：スクラム、ラック、モールの中にいる場合を除き、ボールを保持していないいずれのプレーヤーも、ボールを持っていない相手側プレーヤーを捕え、押し、または妨害してはならない。
 - (g) 危険なチャージ：いずれのプレーヤーも、ボールを持っている相手側プレーヤーをつかもうとしないで、チャージしたり突き倒したりしてはならない。
 - (i) ジャンプしているプレーヤーへのタックル：いずれのプレーヤーも、ラインアウトで、または空中のボールをとるためにジャンプしている相手側のプレーヤーにタックルしたり、片足または両足をはらったり、押ししたり、引っぱってはならない。
 - (j) プレーヤーをグラウンドから持ち上げて落とす、または、両足がまだ地面から離れている相手プレーヤーを、頭および/または上半身が地面に接触するように落としたり力を加えたりするのは、危険なプレーである。
 - (m) スポーツマンシップに反する行為：プレーヤーは、競技場においては健全なスポーツマンシップの精神に反するようないかなることも行ってはならない。
- (6) 退場処分はさまざまな競技に定めがある。野球規則4.06、バレーボール6人制競技規則第21条第3項2等。
- (7) そのほか、プロ野球について社団法人日本野球機構定款第4条三、陸上競技について財団法人日本陸上競技連盟寄付行為第4条5等。
- (8) 森浩寿「スポーツ・ルールの法的根拠」体育の科学、59号、17頁。
- (9) 日本協会のホームページでは「懲罰規則の変更、CC、J0の参加は、トップリーグのモラルアップを促すものであり、不正な行為から選手及びラグビー自体を守り、そのような行為そのものを撲滅することを目的とし、設置いたします。」と説明している。
- (10) 日本への導入の経緯については光明宏之「国際ラグビーボード（IRB）における懲罰裁定システム」国際商事法務、37巻、1504頁。
- (11) トップリーグ表彰懲罰規則第12条
- 表彰懲罰会議は、プレーヤーに対して、以下に該当する場合は、上記第11条による処分に加えて追加的処分を下すことも、新たに独自に制裁を課すこともすることもできる。
- (1) 日本協会のジュディシャルパネルが指名したサイティング・コミッショナーよりレッドカード相当の不正なプレーが報告されたとき
- IRB規約17条 反則及び/または不正なプレーと不行跡 に準ずる。
- (2) プレーヤーがレッドカードによる退場処分を受けたとき
 - (3) チームから申告があり（試合終了後48時間以内）
 - (4) 日本協会またはラグビー競技に不利益をもたらすような行動、態度もしくは行為をとったとき
 - (5) 日本協会またはラグビー競技または個人の名誉を汚したとき
- (12) サイティングを通さずに、相手チームも試合終了後48時間以内に直接裁定を求めることができる（トップリーグ表彰懲罰規則第12条(3)）。
- (13) IRB競技に関する規定17.6.2（抜粋）
- サイティング・コミッショナーが任命されると、以下の方針が適用される。
- (a) サイティング・コミッショナーは、その意見によって退場処分にあたると思われる反則及び/または不正なプレーをしたプレーヤーをサイティングすることができる。
 - (b) サイティング・コミッショナーは、レフリース及び/またはタッチジャッジによって発見され、それに対してレフリース及び/またはタッチジャッジによって何らかの措置がとられた反則及び/または不正なプレーを犯したプレーヤーをサイティングすることができる。
- (14) トップリーグ表彰懲罰規定第10条（抜粋）

1. JRTLは、表彰懲罰会議を設置する。表彰懲罰会議は、トップリーグ部門代表者、リーグコミッショナー、当該試合マッチコミッショナー、当該試合の開催された地域協会規律委員会、日本協会審判委員会代表、日本協会ジュディシヤルパネルより指名されたジュディシヤル・オフィサー、その他リーグから指名を受けた者によって構成し、ジュディシヤル・オフィサーを含む3名以上の出席を必要とする。
- (15) サイティング・コミッショナーとジュディシヤル・オフィサーはそれぞれ独立した立場にあり、試合場で隣り合わせに観戦するのも望ましくないとされている。
- (16) IRB競技に関する規定17.13.3（抜粋）

サイティングの請求を伴う場合については、規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーは、ヒアリングの前に報告書をプレーヤーに提供し、プレーヤーがそれについて検討する十分な機会を与えるようにしなければならない。
- (17) IRB競技に関する規定17.12.1（抜粋）

規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーは規定17.13に定められた手続きを変更することができる。ただし、この手続きについての自己の決定権限に基づき、規定17.13に定められた手続きを変更する場合、以下のことを守らなければならない。
- (b) 規律に関する手続きを受けているプレーヤーが、自己の主張を聞いてもらい、提出する合理的な機会を与えられること
- (18) IRB競技に関する規定17.13.1
規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーからヒアリングに出頭を求められているプレーヤーは、所属する協会もしくはその他の関連機関の役員または弁護士に代理させることができる。
- (19) IRB競技に関する規定17.9.3（抜粋）

サイティングの請求を行う際には、以下の情報を提供するものとする。

 - (a) 嫌疑がかけられた反則及び/または不正なプレーの起きた日付及び場所
 - (b) 嫌疑がかけられた反則及び/または不正なプレーがあった際の請求の対象となっているプレーヤーの氏名及びチーム
 - (c) 対戦相手チーム名、及び、
 - (d) 申し立ての根拠となる証拠の簡単な説明を含む、嫌疑がかけられた反則及び/または不正なプレーの詳細すべて
- (20) IRB競技に関する規定17.13.18
規定17.11に常に従い、規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーは、はじめに事実に関する認定を行う。その後適宜、会議を再開し、制裁に関連する証拠と陳述に関するヒアリングと検討に移る。
- (21) IRB競技に関する規定17.12.1（抜粋）

規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーがビデオの証拠としての価値を認めた場合、通常、ビデオは音声や解説を聞こえないようにして見るものとする。
- (22) IRB競技に関する規定17.11.4（抜粋）

サイティングの場合、規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーの役割は、当該ケースを調査し、蓋然性を総合的に判断した上で、当該のプレーヤーがサイティングの請求の原因となった反則及び/または不正なプレーを行ったかどうか決定することである。
- (23) IRB競技に関する規定17.18.2
規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーまたはアピール委員会が判断を行うすべての問題についての証明の基準は、蓋然性を総合的に判断したものである。
- (24) IRB競技に関する規定17.13.6（抜粋）

一般的に、規律委員会またはジュディシヤル・オフィサーは最良証拠の原則を適用すべきで

ある。このことは、問題となっている事象についてのヒアリングに出席している者が見た直接体験に基づく説明が優先されるべきであることを意味する。

(25) IRB競技に関する規定17.14.1

退場及び/またはサイティングの請求を取り扱う規律委員会またはジュディシャル・オフィサーは、制裁を科す場合、本規定17.14に従って、付属文書1にある反則及び/または不正なプレーに対してIRBが推奨する制裁を適用するものとする。

(26) IRB競技に関する規定17.14.2（抜粋）

規律委員会またはジュディシャル・オフィサーは、プレーヤーの違反行為の深刻さにつき判断し、そのカテゴリーを軽度、中度、重度のいずれかに分類し、付属文書1に明記されているそれぞれの違反行為のどのエントリーポイントに当てはまるかを特定する。プレーヤーの違反行為の深刻さの判断は、以下に示す違反の性質に照らして決定される。

(a) 違反は故意であったか。すなわち、故意に、または、意図的に行われたものか。(b) 違反は思慮に欠ける行為であったか。すなわち、プレーヤーは反則及び/または不正なプレーを犯す危険をわかっていなかったか(または、わかっていなければならなかったか)。(c) 違反に関わるプレーヤーの行為の重大性。(i) 行為の性質、手段となった身体の部位、すなわち、拳、肘、ひざ、シューズ等を含む違反行為の方法。(ii) 挑発行為の有無、また、プレーヤーが報復及び/または自己防衛のために行動したかどうか。(d) 違反したプレーヤーの行為が被害を受けたプレーヤーにもたらした影響(負傷の度合、プレーを続けられたかどうか)。

(27) IRB競技に関する規定17.14.3（抜粋）

特定の事象を判断する上での適切なエントリーポイントを特定した後、規律委員会またはジュディシャル・オフィサーは、該当する加重要因があるかどうかを特定する。(中略)加重要素には次のものが含まれる。

(a) 違反したプレーヤーの側に反省/悔恨の気持ちがない、または、不足していること。(b) 当該プレーヤーが過去に犯した不正なプレーの記録。(c) 違反が繰り返されることを抑止することの必要性。

(28) IRB競技に関する規定17.14.4 (a)（抜粋）

その後、規律委員会またはジュディシャル・オフィサーは、あらゆる軽減要因を特定し、出場停止の期間を短くする理由が存在するかどうか決定する。軽減要因には次のものが含まれる。

(i) 違反したプレーヤーに過失/罪を認める気持ちがあるか、また、認めた時期。(ii) 過去の違反歴及び/または人間性。(iii) プレーヤーの年齢と経験。(iv) ヒアリング前後のプレーヤーの行動。(v) プレーヤーの行動と被害を受けたプレーヤーに対する反省。

(29) トップリーグ表彰懲罰規則第13条

表彰懲罰会議は、すべての協議内容と裁定について規律委員会に上申しなければならない。規律委員会は、上申された内容について審議を行い、最終決定を下すものとする。

(30) トップリーグ表彰懲罰規定第14条（抜粋）

プレーヤーは、規律委員会によって最終決定された裁定に対し、アピール・コミッティーにアピール(上訴)する権利を有するものとする。アピールの通知は、JRTLからの決定通知を受けた時点から48時間以内に、トップリーグ部門長に書面で提出されなくてはならない。